

子供達を悪魔の手から守る

子ども達にとつて最も楽しかつたであろう四十日余の夏休みも終え、スポーツの秋二期を迎えて今新たな希望に胸がふくらんでいることと思ふ。

それにしても、今年の夏休み位学校の先生方も異常に緊張した気持ちの中を過ごしていったことはなかつたと思ふ。去る七月十四日、四名の幼い命を奪い去つた長田川の水難事故は、全村民に大きなショックを与え、子を持つ親にあらためて子どもの目のつけかたをどうあらねばいけないかという事を真剣に考えさせられる一大教訓なり、学校も父兄も立ち上りました。

夏休みにおける水難防止対策は、勿論今年に始まつたことではなく、以前から各学校や各区分において積極、消極両面からのそれぞれのプランによつて実施されて来たことではあるが、

今年には長田川水難事故のこぼれは川や海の誘惑があるものと考えて特に土曜日の午後や、日曜日には各家庭における注意や指導が肝要だと思ふ。子ども達に長い期間の休みで生活の節度を失い、心にスキができて悪の誘惑に負け、不良化していくのも特に夏休み後に多いということが統計上言われていまして、親はよく我が子の行動を観察し、少しでも今までと変わつたような言葉づかいや、しぐさがあつた場合は、子どもとよく話し合つて見たら、あるいは学校の担任の先生とも連絡をとつてなるべく早く中に悪い芽を摘み取らねばいけないと思ふ。

今年の夏は例年にも増して水難事故、交通事故、生徒の不良行為、果ては正常な人間のすまじき行為の数多くの暴行事件等の記事で毎日の新聞紙上をにぎわ

し、まことに最近の社会は子をもつ親達にとつて、かた時も油断できないような様相を呈していますが、このような事故や、非行、犯罪の防止のために関係当局の厳重な取り締りと指導を要望することは勿論ですが、他面、村民の私達も子どもの人権をよく理解尊重して、もつともつと子どもを守る精神に徹し、家族、学校、社会が一体となつて子どもの健全育成のため、更に一層の努力を払つて下さいませうお願い致します。

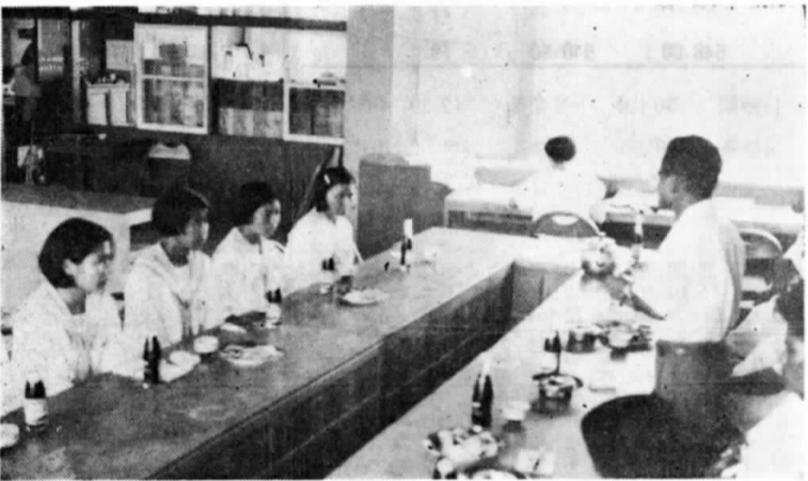
国づくりは、先ず人づくりからと言われております通り、私達の村でも将来、住みよい村づくりをしていくためにこの人づくりの問題を重視し、特に次代をになつていく青少年を心身共にすこやかに伸ばしていくよう村民の皆様が常にやさしき、と、まじまじの目を以て子ども達を見守り育てていくように致します。

夏休みの諸行事や、夏季講習の合い間をぬつて先生方が絶えず比謝川一帯や水鏡海岸の水辺パトロールや街頭指導をなさるし、各区分独自の計画で水辺パトロールは勿論、海水浴、朝のラジオ体操、家庭学習の徹底等と一日たりとも子ども達の安全や、しつけ指導を忘れることがないという位の関心をもつて取組んで戴いたその御苦労の程は並々ならぬものがあつたことと思ふ。

二期にはいり、曆の上では既に秋とはいつても、



本村で高校生が職場実習



去る七月二十四日から八月六日までの十四日間、読谷高等学校の生徒徒五名が本村役所で職場実習を行いました。これは卒業後すぐ就職する生徒徒を対象に同高校が毎年夏季休暇を利用して実施されるもので、この実習は主に各職場においてその職場のふんいきそして職業人としての心がまえ等について体得し今後になえようというものであります。尚実習生は当所のうちはんちようしたおももちで仕事をやつておりましたが日がたつにつれてその気がやわらぎ役所職員達と仕事をし、いろいろと実習されました。

上のしゃんは実習を終え村長さんより職場における心がまえについての話しを聞いていた生徒。

福祉資金貸付に関する立法の一部改正により貸付金が引上

福祉資金の貸付制度は、一九六〇年七月以来所得者の生活更生資金として村民からよるこぼれて活用されて来ましたがこのほど貸付限度額等が次のように一部改正され、七月一日から実施されることになりました。その改正点を簡単にしてお知らせしますと次のとおりであります。

(一)改正事項

- 1、貸付資金の限度額の引上については、生業資金一〇〇ドル以内を二〇〇ドル以内、支度資金一〇〇ドル以内を三〇〇ドル以内、修学資金(高校)三〇ドル以内を六〇ドル以内、同資金(大学)六〇ドル以内を十五〇ドル以内、医療資金一五〇ドルを二〇〇ドル以内に住
- 2、宅修資金三〇〇ドル以内を五〇〇ドル以内それぞれ大中に限度額が引上げられることになりました。
- 3、身体障害者の貸付資金の償還期限を加えたこと。
- 4、医療資金の据置期間の始期について「診療打切後一年を経過するまで」を「貸付の日から一年を経過するまで」に改めたこと。
- 5、期間の延長を削除し、支払猶予の本化をはかり条文を整理したこと。
- 6、償還免除の規定を加えたこと。
- 7、違約金中「償還期日」を「償還期限」に改めたこと等になつておりますがこれについては詳しくは総務課までおこし下されば係職員がくわしく御説明致します。

結核の実態調査計画される

政府では各市町村の協力を得て全統的な結核実態調査を実施することになりました。

この結核実態調査とは全統的な結核の実態を把握するためのものであり、これの結果によつて結核患者はどの程度か、またこれらの患者はどの程度病気が進んでいるか、治療のときどきのような治療をしたらよいか、また結核療養所をどの程度つくつたらよいかという具体的な問題を検討する資料となります。

そのための前記のような実態調査を実施するわけであり、そこで全統から約八〇地区(約五ヶ世帯)の代表者を選び調査を行うことになりました。嘉手納村では左に示された地域が調査対象になつております。

この調査は家族の全員がそろつてうけていたかなければ効果がありませんのでぜひ今回の調査に御協力下さいませうお願いいたします。もし勤務の都合で早退遅刻等については証明書を差上げますので遠慮なく申出下さい。

また検診の前に係員がお宅に参上していろいろお伺いすると思ふので正確にお答え下さるよう御協力をお願いいたします。その時おたづねすることは、この調査以外の目的は一切使用いたしません。

この調査で万一病気が発見された場合は政府が無料で治療致します。なお入院が必要な場合は優先的に入院できるよう取り計らいいたします。また病気の発見によつて収入が絶え、または減少し家族の生活が困難になつた場合は遠慮なく福祉事務所窓口に申し出て下さい。生活相談に応じます。みんなの健康を守るために検診を受けて下さるようお願い致します。

十一区内排水路工事完成一、四〇〇ドルで

本村建設課ではかねてから、十一区住民並に米人貸住宅組合より十一区内排水路(米人貸住宅組合事務所西側の道路)が不備のため、降雨時には、附近民家が水びたしになり保健衛生上悪いのでこれを改修してくれと要望がありました。当排水路工事を村工事施行条例の規定により業者二人を指名し、見積書を提出せしめたところ嘉手納村字嘉手納三一二番地に住んでおられる新成功氏が一、四〇〇ドルの最低価格(排水路の延長一八六米)で村と随意契約により去る七月三〇日工事に着手八月二十六日に完成致しました。

尚今回は排水路の新設を行いましたが、建設課ではおつて路面工事も今年度中に施行するとの計画をたてております。



嘉手納村人口動態表 1963年8月末現在

区別	世帯数	男子	女子	計
1	184	492	432	964
2	232	626	662	1,288
3	187	458	488	1,946
4	330	776	873	1,649
5	204	493	534	1,027
6	264	616	658	1,274
7	248	616	650	1,266
8	236	587	616	1,203
9	320	718	773	1,491
10	210	434	573	1,007
11	358	863	893	19,756
計	2,773	6,679	7,192	13,871